第40表 医療給付事業

平成28年度

	重度心身	障がい者医療	聚給付事業	ひとり親	家庭等医療給	付事業	乳幼児等医療給付事業						
	対象人員	医療	費計	사色 [문	医療	費計	対象人員	医療費計					
		件数	金額	対象人員	件数	金額	刈	件数	金額				
全道	125,557	2,674,166	12,000,267	146,849	234,237	547,037	229,802	4,101,999	7,098,276,412				
札幌第二次保 健医療福祉圏	49,452	1,092,866	5,518,181	58,417	335,613	876,732	120,948	1,939,565	3,073,605				
札幌市	40,498	905,752	4,722,928	47,107	270,565	717,463	88,361	1,596,551	2,552,311				
江別保健所	4,510	97,709	417,545	5,432	32,117	80,599	13,397	137,251	208,530				
江別市	2,623	59,242	238,097	3,085	18,940	47,039	9,655	83,378	123,294				
石狩市	1,333	27,594	135,824	1,876	10,773	27,290	2,689	45,800	75,347				
当別町	408	7,688	34,331	407	2,032	5,667	914	5,630	6,681				
新篠津村	146	3,185	9,293	64	372	603	139	2,443	3,208				
千歳保健所	4,444	89,405	377,708	5,878	32,931	78,670	19,190	205,763	312,764				
千歳市	1,706	34,344	144,259	2,557	12,812	31,603	10,164	90,356	122,932				
恵庭市	1,313	23,775	105,878	1,866	10,794	22,294	3,950	63,257	100,002				
北広島市	1,425	31,286	127,571	1,455	9,325	24,773	5,076	52,150	89,830				

資料 保健所集計

注 金額は、千円未満切捨てとしているため、合計が必ずしも一致しないこと。

第41表 小児医療等給付事業

平成28年度

	自立支援医療(育成医療) ※1										小児慢性特定疾病対象疾患群 ※2										1 /24-							
	81	肢体不自由	視覚障害	聴覚 平衡機能障害	能障害 言語 そしゃく機	心臓機能障害	腎臓機能障害	小腸機能障害	肝臓機能障害	その他内臓障害	免疫機能障害	未熟児養育医療	結核児童療育給付	āl	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経 筋疾患	消化	を伴う症候群 染色体又は遺伝子に 変化	皮膚疾患
全道	1,504	333	148	71	514	264	31	35	6	97	5	1,146	_	2,753	295	220	100	346	754	113	213	70	89	19	272	171	77	14
札幌第二次保 健医療福祉圏	74	19	7	-	35	10	-	1	-	2	-	482	-	348	47	37	12	38	113	12	20	8	6	-	21	31	3	-
札幌市													_															
江別保健所												417	-	149	17	16	2	19	46	8	11	3	3	-	3	21	-	_
江別市												101	_															
石狩市												27	_															
当別町												20																
新篠津村													_															
千歳保健所	74	19	7	_	35	10	-	1	_	2	-	65	-	199	30	21	10	19	67	4	9	5	3	-	18	10	3	
千歳市	26	6	4	_	12	2	_	1	_	1	-	34	_	89	13	12	4	8	32	2	3	2	-	-	7	4	2	_
恵庭市	35	5	3	-	20	6	-	-	-	1	-	10	_	66	9	6	6	8	20	1	2	-	2	-	5	6	1	_
北広島市	13	8	_	_	3	2	_	_	_	_	_	21	_	44	8	3	_	3	15	1	4	3	1	_	6	_	_	_

資料 保健所集計

X1

… 平成25年4月から、支給認定等の権限が全ての市町村へ移譲されたことから、平成24年度までと平成25年度で、一部集計方法が異なっている(平成24年度までは、指定都市及び中核市を除き、道が認定 しており、この際には、「入院及び通院」として認定した場合には1件として計上していたが、平成25年度からは「入院1件、入院外1件」と、2件として計上されている。)。

※2 平成27年1月1日 児童福祉法の一部を改正する法律の施行により、小児慢性特定疾病の対象疾病が変更。